

(平成21年7月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の資格取得日に係る記録を昭和30年1月10日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月10日から同年4月1日まで

私は、昭和28年3月にA社に入社し、30年1月に同社B支店に転勤になった。ところが、申立期間の厚生年金保険の記録が空白となっている。入社してから44年に同社を退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び当該同僚のうち、昭和30年4月1日付けでA社B支店(C市)からD県の本店に転勤した同僚1人が同年3月末日まで申立人と一緒に勤務していたと証言していることから判断すると、申立人は、A社B支店に勤務し(同社E支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月16日から同年6月1日まで

昭和55年4月1日からA社に勤務した。55年、56年は他の会社の名義を借りて社会保険に入ることを事業主から言われたものの、57年3月に退社するまで同社に勤務し、給与から保険料を天引きされていたのは間違いないので年金記録が56年5月の1か月だけ抜けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が保管していた源泉徴収票により、申立人が、昭和55年4月1日に入社し、57年3月31日に離職するまでの期間、申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、昭和56年6月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年3月から9年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から9年3月31日まで

私の標準報酬月額の記録が当時の報酬と大きく相違していることが分かった。実際に報酬が下がったことは無く、標準報酬月額を引き下げることについて会社からは何の説明も無く、退職後に勝手に記録が変えられていることは納得がいかないため、正しい標準報酬月額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び確定申告書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年3月から9年2月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった9年3月31日より後の同年4月10日に、7年3月にさかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人は、A社において登記上、二人いた代表取締役のうちの一人ではあったが、同社及び親会社の両社で代表取締役となっていた社長が、同社及び親会社の経営全体を統括管理しており、親会社の経理担当者が両社の経理及び社会保険の手続を行っていたと複数の従業員が証言している。その上、当時の取締役は、「申立人は、営業面では一定の権限があったが、経理や社会保険事務については全く関与しておらず、取締役会で社会保険に関する手続のことが話題になったことも無かった。」と証言していることか

ら、同社における経営責任者は申立人ではなく、もう一人の代表取締役であり、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年3月から9年2月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 40 年 3 月まで

申立期間は実家で農業の手伝いをしており、国民年金保険料の金額は覚えていないが、亡くなった母が農事組合の女性の集金人に納付していた。母と姉には納付していた記録が有るのに、私だけ未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 40 年 3 月で、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の二人の姉については、共に 20 歳から国民年金の納付記録があるので、自分も 20 歳のときから加入・納付しているはずであると主張しているところ、長姉については 20 歳の時点での加入が認められるものの、次姉の国民年金への加入手続は、昭和 40 年の婚姻以降に他県でされたものと考えられる上、未納となっていた 20 歳以降の国民年金保険料（36 年 4 月から 43 年 11 月までの分）を特例納付により、55 年 6 月にさかのぼって納付したことが国民年金被保険者台帳の記載により確認できる。加えて、申立人の弟の記録を見ても、20 歳以降の 22 か月分の国民年金保険料が未納となっており、申立人の母親が 20 歳になった子すべてを国民年金に加入させ、

その保険料を納付していたとまでは言えない状況がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から45年12月まで

私は、納税組合の集金担当者に勧められ、昭和42年1月から国民年金に任意加入した。当時は第2子を幼稚園に通わせ、内職をしながら保険料を納付していたことを今でも鮮明に記憶しているので、42年1月から任意加入して保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月に国民年金の任意加入手続をし、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が一緒に加入したとする知人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人より2番前の番号で申立人と同日の46年2月25日に払い出されていることが確認できる。

また、A市役所保管の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和46年1月25日に任意加入し、同日に年金手帳を交付されていることが確認できることから、申立期間は、任意加入前の未加入期間となり国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、当時の納税組合の集金担当者は不明であり、組合長は既に死去しているため、手続及び納付について確認することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 140

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月30日から23年2月1日まで
② 昭和23年3月31日から同年6月21日まで

昭和21年3月30日にA県農業会に農業技術員として採用され、B村農業会に赴任した。給料はC郡農業会から受け取っていた。23年6月20日に退職し、翌日からA県職員となった。厚生年金加入期間が23年2月1日から同年3月31日までしかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA県農業会に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険料の控除に関する記憶があいまいであり、また、当該事業所が昭和23年8月15日に法定解散した後、事業を承継した農業協同組合においても、申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険に係る記録は既に廃棄されていることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間①については、社会保険事務所の保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日が申立人と同日である者がほかに11人みられるが、そのうち証言が得られた2人によれば、共に当該事業所に採用されたのは申立人と同時期の昭和21年としていることから、当該事業所では、申立期間当時、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

さらに、申立期間②については、申立人と同じ職種で、当該事業所において

昭和 23 年 2 月 1 日に資格を取得している 3 人は、申立人と同じく同年 3 月 31 日に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。